

参考1

盛土による災害の防止に関する検討会設置要領

令和3年9月

1. 設置目的

盛土による災害の防止に向け、盛土の総点検等を踏まえた対応方策等について検討をすることを目的として、盛土による災害の防止に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 組織

検討会の委員は、別紙のとおりとする。また、オブザーバーは、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議及び幹事会の構成員とする。座長は、議長として検討会の議事を総括する。

3. 検討会

座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を検討会に出席させ、意見等を求めることができる。会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長が公にすることにより支障があると認める場合は、会議録等の一部を非公開とすることができます。

4. 庶務

検討会の庶務は、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議の助けを得て、内閣府政策統括官（防災担当）が処理する。

5. その他

以上に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。